



VOL.38

クちゃん新聞

1月号

年末新型インフルエンザに罹りました。でもこれでもう怖くない!?



平成22年1月1日
徳野会計事務所

〒530-0041
大阪市北区天神橋2-3-8
MF南森町ビル3階
TEL: 06-6809-2205
FAX: 06-6809-2206
URL: http://www.ft-tax.com/
mail: info@ft-tax.com



よりひと言

新年あけましておめでとうございます。

●2010年はゼロベースで

まったく別の二人の有名コンサルがほぼ同じ意味のことをおっしゃっていました。「2010年は2009年以上に厳しくなるだろう、だから、**今までの仕事のやり方・商品にこだわらず、修正・改善ではなく、ゼロベースでイチから事業を興す**つもりで事業にあたっていく必要があるだろう」ということです。不況の時点で、2番手がトップに立つチャンスがあります。2番底が来ようとも、それに負けず、2010年、**力強く**歩を進めて参りましょう!

●計画

新しい年を迎えて心機一転いろいろと計画を立てておられる方も多いことと思います。私もここ数年、年末に「事業計画」と称して、いろいろ考えてきました。が、先日、そういうものは、計画とは呼ばないと教えていただきました。月ごとの売上・経費の目標・予想額を並べた「**予算**」と「**計画**」は違うのです。その数字の達成に向けて**具体的に何をやるか**、が大事なわけです。具体的な「行動計画」に落とし込まないと、並べた金額は単なる「夢」で終わってしまいます。①果たすべき課題(タスク)を50~200書き出し ②そのボリュームを見積り ③日々の予定に組み込み④日々これを実行。社員評価においては、結果に対しての評価の前に、やるべきことをやっているかどうかという行動評価も大事だと思いますし、その前提として、**何をすべきかを明確**しておく必要があります。経営者の仕事って、いろいろありますね!



◆キャリア形成促進助成金支給申請しました!

担当: 伊藤

21年4月にキャリア形成促進助成金の受給手続きをし、4月から9月までに受けた研修について支給申請をしました。キャリア形成促進助成金とは、従業員に教育訓練をした場合にその受講料と**就業時間に対応する賃金の一部**が助成される制度です。

春から秋口まで杉山、赤松、私で合計3件の研修をうけました。一件一件にそれぞれ必要書類をそろえ、ひとつにまとめて書類を提出しました。

年明けには助成金が降りるようで、一安心しました。支給申請は研修開催者に書類の確認印を押していただくかねばならないなど、事前に用意しておかねばならない書類が多かったのですが、受給手続き書類ほど難しくは無い感じでした。

従業員の教育訓練をお考えの企業様は、一度、ご検討されてみてはいかがでしょうか? この助成金の取り扱いには **独立行政法人雇用・能力開発機構** が窓口です。



<http://www.ehdo.go.jp/gyomu/f-3-b.html>

◆決算書の見方 PART Ⅱ

担当: 杉山

【管理可能な固定費】

損益計算書の中で、固定費は短期的に管理可能(削減可能)なものとして短期的に管理不能な(削減できない)ものに分けられます。**管理可能な固定費**としては広告宣伝費・消耗品費・交際費・会議費・福利厚生費等があげられます。管理可能な固定費については予算主義を取られるべきです。中小企業の多くは予算計上がなく、行き当たりばったりの思いつきで支出されているケースが見受けられます。

行き当たりばったりで費用は膨らむばかりですので、年間の予算額を決めて、計画的に支出していくことが大事です。

【労働生産性を高める経営】

今のような激動期には「**ミエを張らない経営**」に徹して、事業の再構築を図られるべきです。

新しい尺度として労働生産性を高める経営を指向するべきではないでしょうか?

労働生産性が高まれば結果として一人当たりの人件費を増額することが可能となり、経営者と社員とが同じ視線での目標になり励みにすることができやすくなります。

【決算書の見方 シリーズのまとめ】

今回このシリーズは終わりますが、会社の健康診断書である決算書を同業他社との比較により自社の弱点を確認され、時系列に自社の決算書を比較し、病気の端緒を素早く発見し、重病になる前に適切な処置を施して頂きたいと思っております。そして**5年後、10年後の健康的な貸借対照表、損益計算書**を目標に置かれて日々の経営に携わっていかれることを切望致します。

◆税務スケジュール(1月)

1月12日(火)

- ・12月分 源泉所得税の納付
- ・納期の特例 7~12月分 源泉所得税の納付
- ・12月分 住民税の納付(特別徴収)

1月20日(水)

- ・納期限の特例 7~12月分 源泉所得税の納付

2月1日(月)

- ・11月決算法人 確定申告
- ・5月決算法人 中間(予定)申告
- ・個人住民税 第4期分納付(普通徴収)
- ・支払調書及び法定調書合計表の提出(税務署)
- ・給与支払報告書 提出(市役所)
- ・償却資産税 申告(市役所)

担当: 岡村

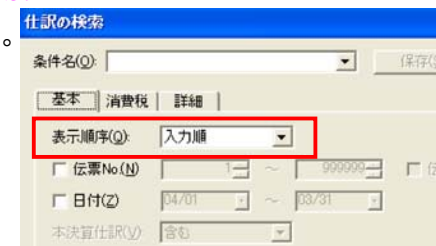


◆弥生(得)情報 <すべての仕訳を入力順に表示する方法>

担当: 岡村

[仕訳日記帳]画面の[検索]機能を利用すると仕訳を入力順に表示できます。

- ① クイックナビゲータの[取引]タブから[仕訳日記帳]をクリックします。
- ② [期間]が全期間選択されていることを確認します。全期間選択されていない場合は[全期間]ボタンをクリックします。
- ③ [検索]ボタンをクリックします。
- ④ [仕訳の検索]画面で[表示順序]の[▼]ボタンをクリックして[入力順]を選択します。



◆今年の抱負

21年の反省と22年の抱負 杉山 喬
 昨年6月所長よりTKCの巡回監査職員研修の中級の実務試験を受けるように言われました。会計事務所職員の監査能力の向上を図るものですが税法の4科目(法人・所得・相続・消費)があり11月に試験があるというものでした。実務の法人・所得はまあ問題無しとして消費・相続が勉強不足でしたのでこの2科目については講習を受けさせて頂きました。久しぶりの受験勉強で(その時は漢字検定2級の受験でした)休日は出来るだけテキストを見るようにしました。計算問題は見るだけでは全然頭に入ってなくてやはり実際に計算していかないと理解出来ないことがよく分かりました。年齢的に集中力、記憶力これらが落ちてきていることが歴然と分かりショックばかり。何とか気落ちせず時間をかけるしかないかと頑張ってみました。12月上旬に所長宛てに通知があり何とか4科目とも合格していました。真剣に?勉強したおかげで苦手な消費税関係も大分理解が深まりましたし、正直しんどかったですけど良かったと思っています。今年も過去の知識・経験だけに頼らず常にクライアントの参考になるような情報をどんどん収集していくために色々な分野の書籍を読んでいこうと思います。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

22年の抱負 伊藤 忠勝
 21年の税理士試験は法人税を合格し、また一歩、夢に近づくことが出来ました。22年は消費税に合格し、晴れて**税理士試験合格**を掴み取りたいと思います。ただ、税法だけが強くていい税理士に成る事はできません。22年は管理会計も勉強し、一方向からの視点でなく、多方面からアドバイスできるようにしたいと思います。22年も課題が盛り沢山ですが、ひとつひとつ、こつこつと**頑張りたいです!!**

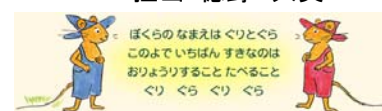
仕事: がむしゃらに目の前にあることをこなすだけで精一杯から、積み重ねていける一年にしたいと思っております。
日々勉強、日々成長。「明日は今日より伸びてる私☆」
勉強: 頭をガンガン打ちまくる自信喪失の年でした。勉強方法、独自路線の開拓目指します。目指せ「**赤松式勉強法**」出版??
来年はなんとか結果だしたいです。切実に。
私生活: 「人間元来一人で生まれて一人で死んでいく」(by花袋)だからこそ、生きている限り周囲の人間と助け合っていかなければならない。その言葉の意味を噛みしめ、自立に目覚めると共に多くの人に支えられて自分が存在していることを知った21年。依存ではなく共存。周囲や自然の恵みへの感謝を忘れず**誰かの役に立ち、しっかり根を張っていける22年**にしたいと思います。 赤松 祐光

岡村です。
 「気が付けば年末、、、」という状況を脱して、シッカリと地に足つけた日々を過ごせるように気合入れて平成22年を迎えたいと思います。自分の人生です。過去を振り返って悔やむ事だけはしたくありませんので、公私ともに前向きな**自分磨き**に励みます。22年もよろしくお願い致します。

◆スタッフより

担当: 徳野 久美

絵本



子供が生まれてから読書と言うと、絵本になってしまいました。

絵本とあなる事なかれ。

子供が寝る前、お布団の中で読むのですが、子供と一緒に笑ったり泣いたりしてしまっています。絵の美しさ、物語の素直さにふれ、日々忘れてしまっている大切な事を思い出させてくれます。奥深いです。

いつまで子供が「母ちゃん、読んで!」と言ってくれるかわかりませんがもうしばらく**絵本の世界**を楽しみたいと思っています。



◆満期保険受取時の課税関係

担当: 赤松

□生命保険契約が満期になり、満期保険金を受け取った場合の課税
満期保険金を受け取ったときの課税関係は下記ようになります

満期保険	保険料負担者=保険金受取人
一時金	一時所得
年金形式	(公的年金等以外の) 雑所得
	受け取る際には原則として所得税が源泉徴収される

それぞれの場合の計算方法

- 一時所得:
(受取保険金総額-既払込保険料-50万円) × 1/2
※満期保険金以外に一時所得がない場合
- 雑所得:
その年の受取年金額-その金額に対応する払込保険料

保険料負担者≠保険金受取人の場合は、**贈与税**が課税される恐れがありますので、ご注意ください。